

令和3年 6月16日

令和元年度及び令和2年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る「福島県ものづくり補助事業成果事例集」制作業務委託公募要領

福島県中小企業団体中央会

ものづくり補助事業に取り組んだ事業者の「成果事例集」の制作業務を受託する事業者について次の要領のとおり公募します。

1. 委託する業務名

「令和元年度及び令和2年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る福島県ものづくり補助事業成果事例集制作業務」

2. 目的

補助事業者の事業実施後の活動状況等を調査・把握してその成果を広く発表することで、ものづくり補助事業を活用して開発した新しい製品・サービス・技術等（補助事業の成果）の販路開拓・拡大支援等を行い、もって事業化段階の向上を図ることを目的に成果事例集を作成する。

3. 委託期間

契約日から令和3年12月31日まで

4. 委託金額の上限

900,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

5. 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

6. 応募・選考・契約等について

(1) 応募資格

- ①法人であること。
- ②過去に同等規模の業務受託実績があること。
- ③業務に必要な実施体制（人員・場所等）が整っていること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第1項第2号の規定によるもの)、また暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。

(2) 提出書類

次の書類を作成して応募期間内に提出すること。

- ①【様式1】応募申請書
 - ②【様式2】経費明細書
 - ③【様式3】企業概要書
 - ④【様式4】業務実施スケジュール
 - ⑤【様式5】暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
 - ⑥上記様式に併せて企画書、見積書(いずれも様式任意)を添付
- ※それぞれの資料について、正本1部、副本1部を提出すること。

(3) 募集期限

令和3年6月30日(水)正午(必着)

7. 連絡先及び応募書類の提出先に郵送(宅配便も可)若しくは持参すること。

(4) 企画書に記載する内容

別紙仕様書の6.(1)について、どのように実施するか人員、実施体制を含めて具体的に記載し(必須)、事例集の表紙や原稿デザインに関する提案があれば添付すること(任意)。

(5) 選考基準

次の項目について本会において検討を加え、総合的に評価した上で受託者を決定する。

①業務の実施体制

ア)適切なスタッフ及び技術者を配置し、確実に業務を実施できる体制を整備しているか。

イ)相応の業務実績、同規模の業務受託実績があるか。

ウ)委託期間内に業務が終了することが見込まれ、業務実施スケジュールが妥当か。

②事例集の企画内容及び実現性

ア)業務目的等について十分理解し、本会の希望する内容に沿った企画内容となっているか。

イ)補助事業の成果普及のための効果的な内容となっているか。

ウ)実現性の高い企画内容となっているか。

③参考見積書について

ア)見積内容及び見積額が妥当であるか。

④その他

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業(フォローアップ事業)に係る「福島県ものづくり補助事業成果事例集」と合わせて提案することで相乗的效果を図ることも可とする。

(6) 契約

契約は委託契約とし、委託者決定後、委託内容、経費等について再度調整を行った上で別途委託契約を締結する。

6. 公募等の日程

公募開始：令和3年6月16日（水）

応募申請書受付締切：令和3年6月30日（水）正午まで

結果通知：令和3年8月上旬（予定）

契約締結：令和3年8月上旬（予定）

業務開始：令和3年8月中旬（予定）

7. 連絡先及び応募書類の提出先

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階

ものづくり補助金福島県地域事務局 福島県中小企業団体中央会

担当 経営支援課 遠藤勇輝

TEL 024-536-1265 FAX 024-536-1217

E-mail y-endo@chuokai-fukushima.or.jp